

利用者向け【Q&A】

Q1 体験プログラムはどのようなものがあるのか。

- ・野菜収穫体験（農業または家庭菜園実践者宅を訪問しての農作業体験）
- ・魚釣り体験（上手な人に竿とエサを借りての海釣り体験）
- ・地元民との交流体験（地元の人と夕食を囲みながら、田舎暮らしトーク）
- ・先輩移住者との交流（地域内の先輩移住者を訪問し、移住トーク）

※上記はあくまで例示です。

Q2 市を通じた予約がなければ、事業を実施できないのか。

本事業は、利用者の要件として、「長門市空き家活用事業利用希望者として登録があり、移住相談を行っている人」等があるため、必ず市の定住相談窓口にご連絡いただき、利用の可否を確認していただくようお願いします。

Q3 上限金額の範囲内でないと宿泊および体験ができないのか。

上限金額は、あくまで市が支出する上限となりますので、体験プログラムの内容や宿泊施設によっては、上限を超える場合も考えられます。その場合は、利用者から施設へ支払いを行ってください。

Q4 2回目以降の利用はできないのか。

本事業の利用は1組1回限りとなります。2回目以降の宿泊・体験を希望される場合は、直接宿泊施設にお問い合わせください。

事業者向け【Q&A】

Q1 体験プログラムはどのようなものを行えばよいのか。

- ・野菜収穫体験（農業または家庭菜園実践者宅を訪問しての農作業体験）
- ・魚釣り体験（上手な人に竿とエサを借りての海釣り体験）
- ・地元民との交流体験（地元の人と夕食を囲みながら、田舎暮らしトーク）
- ・先輩移住者との交流（地域内の先輩移住者を訪問し、移住トーク）

※上記に限らず、地域のヒト・モノ・コトなど特色を活かした、無理なく気軽に行うことができる体験活動があれば、提案をお待ちしています。

Q2 市を通じての予約がなければ、事業を実施できないのか。

移住相談受付時に市が本事業を紹介するケースが多いと想定していますが、まちづくり団体や宿泊施設等において、利用者から本事業の利用に関する相談を受けるケースもあると考えられます。

本事業は、利用者の要件として、「長門市空き家活用事業利用希望者として登録があり、移住相談を行っている人」等があるため、相談を受けられた際は、必ず市の定住相談窓口にご連絡いただき、利用の可否を確認していただくようお願いします。

Q3 体験プログラムを他の個人や団体に委託（再委託）できるか。

まちづくり団体や宿泊施設等のみで体験プログラムを実施できるケースは少ないものと想定しており、地域内の個人や団体に委託（再委託）することも可能です。

地域のヒト・モノ・コトなど特色を活かした体験メニューが多いほど受入がしやすいと考えられます。

Q4 体験プログラムを他の個人や団体に委託（再委託）した際の支払いはどうなるか。

市からまちづくり団体や宿泊施設等に、体験プログラムの実施と宿泊の両方を委託するため、委託金額は市からまちづくり団体や宿泊施設等に一括で支払います。

他の個人や団体に委託（再委託）した際には、まちづくり団体や宿泊施設等から委託先（再委託先）への支払いをお願いします。

Q5 委託金額の範囲内でないと事業を実施できないのか。

委託金額はあくまで市が支出する上限となりますので、体験プログラムの内容や宿泊施設によっては、上限を超える場合も考えられます。その場合は、委託金額との差額分につき利用者から支払いを受けることも可能です。

Q6 委託金の請求はどのように行えばいいのか。

事業実施後、長門市企画政策課宛てに請求書を送付してください。摘要欄に「長門市お試し暮らしコーディネート事業委託料」と「実施した体験内容」を記載してください。

請求書の記載例は次のとおりです。